

2015年3月27日
みずほ信託銀行株式会社

「くみずほ信託銀行」の事業承継信託」の取扱開始について

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：中野 武夫）は、2015年3月27日より、企業オーナーさまから後継者さまへの円滑な事業承継をサポートする「くみずほ信託銀行」の事業承継信託（遺言代用タイプ）」と「くみずほ信託銀行」の事業承継信託（生前贈与タイプ）」の取り扱いを開始いたします。

「くみずほ信託銀行」の事業承継信託（遺言代用タイプ）」は、企業オーナーさまに、ご自身を受益者として自社株を信託していただくと同時に、企業オーナーさまに相続が発生した場合の受益者（第2受益者）に後継者さまを指定していただくことにより、相続発生時の自社株の円滑な承継をサポートします。

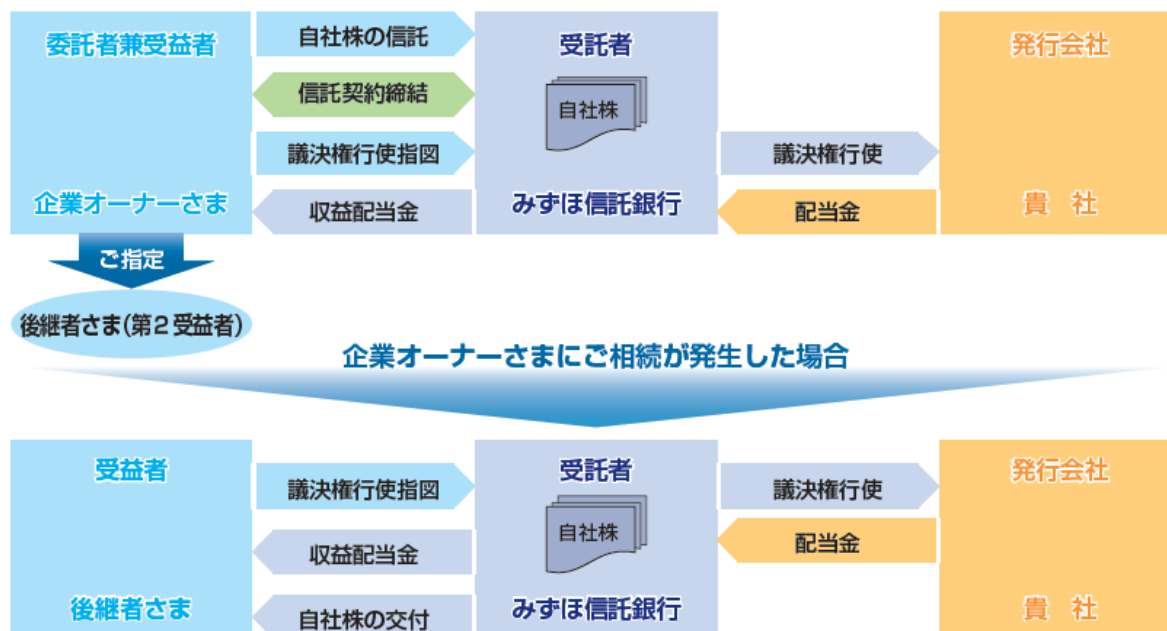
「くみずほ信託銀行」の事業承継信託（生前贈与タイプ）」は、企業オーナーさまに議決権を残したまま、後継者さまを受益者として自社株を信託していただくことで、企業オーナーさまのご意向に沿った自社株の生前贈与をサポートします。

みずほ信託銀行は、今後も信託機能を活用した商品・サービスを通じて、財産の管理・運用・承継に関する幅広いニーズにお応えしてまいります。

以上

1. 〈みずほ信託銀行〉の事業承継信託（遺言代用タイプ）のしくみ

- ◆ 企業オーナーさまは、自社株を信託し信託契約を締結します。信託期間中は、みずほ信託銀行に議決権行使指図を行い、収益配当金を受領します。
- ◆ 企業オーナーさまにご相続が発生した場合、後継者さまが新たに受益者となり、みずほ信託銀行に議決権行使指図を行い、収益配当金を受領します。

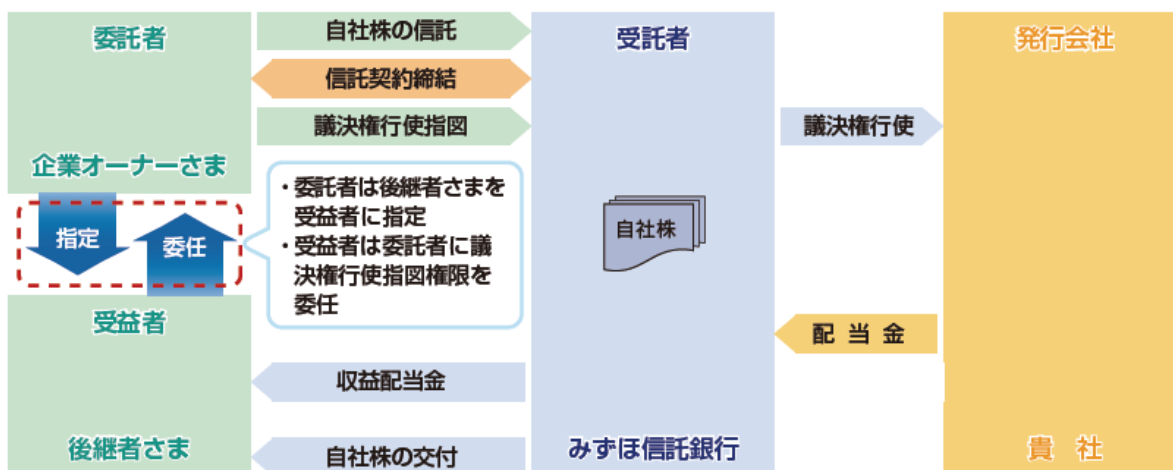


[商品概要]

商品名	〈みずほ信託銀行〉の事業承継信託（遺言代用タイプ）
信託の種類	有価証券管理信託（－アセット・マネジメント・トラスト有価証券管理信託（遺言代用タイプ）－）
信託財産の種類	委託者等が経営に関与する会社が発行する国内上場株式・国内非上場株式（「自社株」）
当初信託元本価額	原則 1 億円以上（純資産評価額をご通知いただきます）
追加信託	委託者による自社株の追加信託が可能です。
信託期間	原則 1 年（1 年間の自動延長）
信託報酬（税込）	○設定時信託報酬・・・1,080,000 円 ○管理信託報酬・・・年間 129,600 円（日割計算）
信託財産の交付	受益者に、原則として信託終了日の翌営業日以降に信託財産を現状（自社株または金銭）のまま交付します。
中途解約	原則不可（但し、みずほ信託銀行の承諾を条件として可能です）
その他留意事項	○本商品は預金ではありません。 ○本商品は元本の補てん、利益の補足はありません。 ○本商品は預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。

2. 〈みずほ信託銀行〉の事業承継信託（生前贈与タイプ）のしくみ

- ◆ 企業オーナーさま(委託者)は、自社株を信託し、後継者さまを受益者とする信託契約を締結します。また信託契約にて、後継者さま(受益者)は、自社株の議決権行使指図権限を委託者に委任します。
- ◆ 企業オーナーさま(委託者)は、信託期間中において、経営権(議決権)を留保します。後継者さま(受益者)による中途解約等のお申し出には、企業オーナーさま(委託者)の同意が必要となります。



[商品概要]

商品名	〈みずほ信託銀行〉の事業承継信託(生前贈与タイプ)
信託の種類	有価証券管理信託(−アセット・マネジメント・トラスト有価証券管理信託(生前贈与タイプ)−)
信託財産の種類	委託者等が経営に関与する会社が発行する国内上場株式・国内非上場株式(「自社株」)
当初信託元本価額	原則 1 億円以上(相続税評価額をご通知いただけます)
追加信託	委託者による自社株の追加信託が可能です。
信託期間	原則 1 年(1 年間の自動延長)
信託報酬(税込)	○設定時信託報酬・・・1,080,000 円 ○管理信託報酬・・・年間 129,600 円(日割計算)
信託財産の交付	受益者に、原則として信託終了日の翌営業日以降に信託財産を現状(自社株または金銭)のまま交付します。
中途解約・契約変更	原則不可(但し、中途解約・契約変更等にかかる委託者等の同意、及びみずほ信託銀行の承諾を条件として可能です)
その他留意事項	○本商品は預金ではありません。 ○本商品は元本の補てん、利益の補足はありません。 ○本商品は預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。